



平成 23 年 11 月 29 日

各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 19 番 1 号
株式会社 チップワンストップ
代表取締役社長 高乗 正行
(コード番号：3343 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 梅木 哲也
(Tel 045-470-8750)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 26 日付け当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 23 年 10 月 26 日付け当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記 I. ②において定義いたします。）の全部の取得に係る各議案について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主様による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下、「東証マザーズ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 23 年 12 月 21 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 12 月 22 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東証マザーズ市場において取引することはできません。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得の決議を受けて、平成 23 年 12 月 27 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を、平成 23 年 12 月 28 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき新たに発行する当社 A 種類株式 962 分の 1 株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更等の内容

当社は平成 23 年 10 月 26 日付け当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、種類株式（以下「A 種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします。（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）なお、全部取得

条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を962分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式962分の1株の割合をもって交付いたします。なお、アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社（以下「ACHD」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続きのうち①及び②）の承認手続き

1. 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続きのうち①及びこれに伴う所要の定款変更（以下「定款一部変更の件－1」といいます。）は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続きのうち②の定款変更（以下、「定款一部変更の件－2」といいます。）は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成23年10月26日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款の一部変更の件（定款一部変更の件－1）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成23年10月26日付当社プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款の一部変更の件（定款一部変更の件－2）」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、本臨時株主総会の第1号議案の承認可決をもって既に効力が発生しております。また、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成23年12月28日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続きのうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続きのうち③）は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含め、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成23年10月26日付当社プレスリリースに記載のとおり、会社法第171条第1項並びに「定款の一部変更の件－1」及び「定款の一部変更の件－2」による変更後当社定款に基づき、取得日（下記2.において定義いたします。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、「定款の一部変更の件－1」に係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を962分の1株の割合をもって交付するものです。当該交付がなされるA種種類株式の数は、ACHD以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続きのうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、「定款の一部変更の件－2」の効力が生じることを条件として、平成23年12月28日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続きのうち③）の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、株主様に対して取得対価として、「定款の一部変更の件－1」に係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき962分の1株の割合をもって交付いたします。

また、かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得てACHDに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に220,000円（ACHDが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

| | |
|--|----------------|
| 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日 | 平成23年11月29日（火） |
| 種類株式発行に係る定款の一部変更（「定款の一部変更の件－1」）の効力発生日 | 平成23年11月29日（火） |
| 整理銘柄への指定 | 平成23年11月29日（火） |
| 定款変更公告、全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付に係る基準日設定公告 | 平成23年12月7日（水） |
| 当社普通株式の売買最終日 | 平成23年12月21日（水） |
| 当社普通株式の上場廃止日 | 平成23年12月22日（木） |
| 全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付にかかる基準日 | 平成23年12月27日（火） |
| 全部取得条項に係る定款の一部変更（定款の一部変更の件－2）の効力発生日 | 平成23年12月28日（水） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日 | 平成23年12月28日（水） |

以 上